

公共性の三つの位相と 新しい参加としてのボランティア

関 嘉 寛

大阪大学大学院

【要 約】

1995年の「ボランティア元年」以来、日本ではボランティアの社会的位置づけをめぐるさまざまな議論が行われてきた。なぜならば、欧米のような文化的伝統を持たない日本において、ボランティアはさまざまな性格を持ち合わせているからである。

このような多様な性格の中で、ボランティアを何らかの社会的エージェンシーとしてとらえる議論は社会学のみならず、経済学や教育学などの分野で盛んである。その多くが、「公共性」をキーワードにボランティアを特徴づけている。このような意味で、本稿も、その流れに沿ったものであるといえる。

しかし、公共性とボランティアの関係を考える場合、それぞれが抱える多様性を確認しておく必要がある。なぜならば、多くの言説がこの多様性を看過しているがために、十分な議論ができていないからである。

そこで本稿では、official、common、openという公共性から、openな公共性に注目している。なぜなら、この公共性はボランティアが持つ制度化を逃れる性質と合致しているからである。そして、このような公共性を切り開く可能性を秘めるボランティアを「新しい参加としてのボランティア」として位置づけることができるのである。

はじめに

本稿は、二つのことを明らかにすることを目的として書かれている。まず第一に、ボランティアは公共性に資するという今日流布している言説は、単純化されすぎているということ。つまり、単線的にボランティアと公共性は連関しないということを示すことを目的としている。このような主張は、公共性の複層性およびボランティアの多様性に由来している。第二に、先の主張とは一見矛盾するが、現代的なボランティアの特徴はある種の公共性をつくり出す可能性を有しているということ。

受理日 2002年10月10日

関 嘉 寛

以上の目的のために、本稿では次のような展開をしている。まず第1節において、公共性について定義し、日本における公共性のあり方について考えている。そこで、公と私の関係性から公共性の位相を三つ取り出している。次に、第2節では多様なボランティアを分類する試みをおこなっている。その際、一般的におこなわれているような活動種類や分野または動機などではなく、制度的な視点からおこなう。その中で、現代的なボランティアの特徴を取り出すことになるだろう。また、第3節では国家と共同体とボランティアの関係を、そして、第4節ではそのボランティアが多層的な公共性とどのような関係にあるかについて考察している。

1. 公共性の位相

1-1. ボランティアと「公共性」のつながり

一般的にボランティアの性質として、「自発性」と「無償性（無報酬性）」、そして「公共性」があげられる。すなわち、みずからの意志で、見返りを求めず、そして公共的な活動が「ボランティア」として認められる。

では、この場合の公共的な活動とはどういうことなのであろうか。たとえば、早瀬昇は次のように説明している。「ボランティア活動などの民間による公共活動の“公共性”とは、普段の暮らしや営みを“開く”ことにより成立する」。つまり、「普段の暮らしで私たちは、家族や友人などの『身内』のために無償で努力する場面が少なくない。この『身内』に対する配慮を『身内』を越えて広げていくと、それはボランティア活動とよばれる活動になっていく」⁽¹⁾。このように、ボランティアにはもともと『公共性』が内在しているものと考えられている。

この公共性は、なぜボランティアの特徴として取り上げられるのであろうか。その理由を次の文章に見いだすことができる。

「銀行の上司はよくこう言います。『今日を乗り切ろう。言うことはそれだけだ』。…(中略)…たいていのアメリカ人がそういう生き方をしていますよ。でも、銀行を出てベッド・スタイ⁽²⁾への橋を渡り、子供たちの居場所へ向かうのが日課になれば、上司が望むやり方を押し通せなくなります。それどころか、そんな姿勢に、つまりその日一日を切り抜けることだけを考える生き方に疑問を持ちはじめなのです。

そして、心は自分が渡った橋を越えて行き来し、やがて、ベッド・スタイの人たちだけでなく、この銀行に勤める私たちの取るべき行動についても考えるようになります。私たちは何をすべきなのか、アメリカという国全体をどうしたらいいのか、という問いを発するようになるのです」。

この文章に表れているのは、「外」に開くことによってボランティアが、日常生活への反省を促したり、さらに大きなレベルでの問題へと想像力を広げたりする契機となっているということである。このように、ボランティアにおける公共性とは、「基本的に人間と国家との中間媒介領域を活性化・健全化・成熟化すること」⁽³⁾に寄与すると考えられている。したがって、ボランティアが現代においてどのような社会的位置を占めるか考えた場合、公共性についての議論は非常に重要なものとなる。

本稿において、「公共性」を公的なものと私的なものとの関係性として定義する。そして、ボランティアが、公的なものと私的なものの関係性をいかに新しいものとして切り開くことができるかについて考える。

1-2. 公共性の三つの位相

このように公共性をとらえた場合、齋藤純一がいうように日本において公共性には三つの位相があることがわかる⁽⁵⁾。第一に「公共事業」に使われる際に含まれる行政や官僚機構の活動や問題処理の基準、すなわちofficialという意味が思い起こされる。この場合、公的なものは私的なものから乖離したもの、あるいは対立するものとして捉えられる。または、強制力を発揮する規範として働く。それゆえ、officialな公共性は、公的なものと私的なものとの明確な区分を要求するだろう。それは、公権力が統治する際に必要な手続きといえる。たとえば、公権力は公的なものとしてカテゴライズされた対象（たとえば、治安や労働条件）を直接的に操作し、逆に私的なものとして区分されたもの（たとえば、家庭内の出来事）については関知しない。それが一般に公権力の作用として想定されている。

第二に、「公共の福祉」「公益」という表現で使われる際の意味、つまりcommonから連想される含意である。これは、私的なものの集合体あるいはそれらを包摂するものとして公的なものが措定されることを意味している。したがって、この公共性は、特定の利害を優先させたりあるいは逆に排除したりしないという側面を持つことになる。その一方で、「表現の自由」が「公共の福祉」のもとに抑制される場面もある。「公共の福祉」は憲法の12条や13条に登場する。だが、よく知られているようにその内容についての具体的な規定がない。そのため、日本国憲法における「公共の福祉」の概念は大きく二つ解釈が可能であるといわれている⁽⁶⁾。まず第一に、この概念は人権の調整原理であるという解釈ができる。つまり、人権自体は個人の不可侵の権利であるため、その権利同士が対立する場面が発生しうる。その際に制約として働く理念として「公共の福祉」が持ち出される。第二には、社会国家的公

関 嘉 寛

共の福祉と呼ばれる制約原理としてこの概念を解釈することができる。これは、国家が行う社会的弱者保護や経済秩序維持のための諸政策を実現していくことを指している。だが、その実現過程において、個人の財産権や経済的自由を抑制することも生じうる。このように見ると、「公共の福祉」にあらわされるcommonな公共性が前提とする公－私の関係性は次のようにいうことができるのではないだろうか。つまり、公的なもの（たとえば、社会全体の幸福）は私的なもの（個人の幸福）を前提としているが、時に公的なものが私的なものに優位する場合がある。officialと対比させていうならば、公と私とは断絶しているのではなく連続性を有してはいるが、それでもやはり、公的なものが上位にあるということができる。

第三に、「公園」や「公共スペース」で含意されているもの。この場合、公共性は誰に対しても開かれている、つまりopenという意味で使われている。この場合、公的なものと私的なものとの関係は、officialによって表されるような乖離したものでもなく、かつ、commonな公共性のような公的なものが超越した関係にあるわけではない。さらに、「開かれている」ということは、私的なものが公的なものに優位し、もっぱら恣意的な選択のみをおこなっているということではない。このopenな公共性に含意されているのは、私的なものから発したさまざまな利害関心が公的なものとして結実しているありさまである。たとえば、公園の最大の特徴は、誰でも自由に使用できる、という点にある。特に使用する際に資格や許可は必要とされない。同時にそれは、使わないということの選択の自由も意味している。いいかえるならば、openとは個人＝私的なものの選択に対して開かれているということの意味している。また、公園はそこで休憩することもできれば、遊ぶこともできる。地面は球技のグラウンドになることもあれば、石で絵を描くキャンバスにもなる。つまり、目的や用途に対しても開かれているということができる。だが、それは無秩序であるということと同義ではない。そこには、そこを使用する人びとには「公園」つまりopenな公共性が存しているという前提が共有されている。このように考えるならば、openな公共性が有する公－私の関係性は次のように考えることができるのではないだろうか。つまり、この公共性においては私は公を前提とするが、公が優位することはない。しかも、その公も私の選択に対して開かれており、公は可塑的要素を備えている。

このように、日本における公共性には三つの位相を認めることができる。公共性が複層的なものであるのと同様に、実のところボランティアにもいくつかの位相を認めることができる。そこで次節では、ボランティアの位相について考えてみることにする。

2. ボランティアの位相

2-1. ボランティアの分類

多くの研究が示しているように、日本におけるボランティアは、さまざまな位相を抱えている。では、それらをどのような視点から分類することができるだろうか。先に、公共性を公的なものと私的なものとの関係性としてとらえられるとした。これを前提とするならば、公共性との関連をみるためには、ボランティアを制度的な視点から分類することが必要となる。つまり、制度＝公的なものと、ボランティアという私的なものがどのような関係を持っているかを示すことによって、ボランティアと公共性という問題に一定の視座が与えられるのである。

ボランティアを制度との関係で分類する際に、二つの軸を設定することにする。それは、その活動が歴史的な連続性を持っているかどうかと、政治的諸制度に則ったものであるかどうかである。その活動が伝統的であるかどうか、制度化されているかどうかという軸での分類は、時間－空間的にボランティアを分類しようとする試みでもある。ギデنزによると、あらゆる社会行為は時間－空間的拘束性の中で発生する⁽⁷⁾。それゆえ、社会行為としてのボランティアもまた特定の時間と空間に限定づけられているといえる。つまり、ボランティアの特徴は特定の時間＝伝統と、空間＝政治社会的な空間(制度)によって、峻別されうると考えられる。

スレンハルト (Thrännhardt, A. M.) の分類を参考にして、歴史的視点と制度との距離という視点を考慮に入れてボランティアを分類するならば、次の四つに分けられる⁽⁸⁾。

- (1) 伝統的で非制度的ボランティア：近隣のアソシエーション（町内会／自治会）
- (2) 伝統的で制度的ボランティア：任命された共同体の福祉委員（民生委員）
- (3) 非伝統的で非制度的ボランティア：利権獲得への志向性を持たない市民活動・ボランティア
- (4) 非伝統的で制度的ボランティア：(国家・行政による) ボランティア推進運動

だが、このような概念的な分類に則して実際のボランティア活動を分類してみると、別のカテゴリーに割り振られたものが公的なものと私的なものとの関係性において、それぞれに異なる関係性をもっているとは必ずしもいえない。たとえば、「(国家・行政による) ボランティア(推進) 運動」は実質的には町内会や婦人会など伝統的で非制度的な組織を通してなされることが多い。そのように考えるならば、伝統的で非制度的なボランティアと非伝統

関 嘉 寛

的で制度的なボランティアとは、公－私の関係性からするならば同じカテゴリに入れることができる。たとえば、伝統的で非制度的なボランティアが諸制度と親和性を持ちうるということは、70年代の市民活動と行政のあいだにしばしばみられた関係をみるならば明らかになるだろう。

2-2. 「制度化されたボランティア」と「新しい参加としてのボランティア」

「市民活動」という言葉から私たちが思い起こすような意味、すなわち「自律的な市民が協働して自らの生活を守り、改善していく活動」という意味で使われるようになったのは、1970年代初頭だという⁽⁹⁾。1970年代東京都の美濃部知事時代に、市民教育の一環として設置された「市民活動サービスコーナー」にその初期の姿を見いだすことができる。

この「市民活動サービスコーナー」が設立された背景には、当時盛んになっていた生活防衛としての市民運動の存在があった。この市民運動を、対決あるいは無視すべき存在ではなく、「主体的市民が形成されるプロセスのひとつの典型」としてとらえ、この運動が持つ教育的意義を認めることから「市民活動サービスコーナー」の事業計画が始められたといわれる。市民運動が持つ意義を確認したうえで、その中から「日常の生活を大事に育てようとする新たな生活価値に向かう社会的志向性」を取り出し、それにもとづき市民を主体的存在へと高めていこうという意図があった。

このような流れの中で、市民活動は行政が統治するうえで重要な構成要素となっていく。つまり、市民活動を支援し、そこからあがってくる声を「くみ取る」ことによって、行政はその施策に対して正当性を調達することが可能になってくる。「行政が官僚的に市民の意図とはかけ離れたところで施策の立案・実行を行っているのではない。数々の市民活動によって自分たちの施策が承認されている。したがって、行政の施策は民意を反映した正当なものである。」という説明が可能になる。このように行政施策の正当性を裏書きするものとして市民活動が利用されるようになると、この活動は行政の「下請け」あるいは「負担軽減機構」としての性格を帯びることとなる。

一方で、市民活動に参加する人びとにとっては、今までとは異なる意見表明の手段を手に入れたことになる。それまでは自らの利害を表明する回路は対抗的な市民運動か、行政権力におもねる形での陳情という形に限定されていたが、それが行政と「対等」な立場から表明することが可能になる。そうすると、市民活動は「自らの生活機会への決定に自分たちも参加する」という当初の目標から乖離し、制度的な装置として固定化されていくことになる。結果として、従来型の市民活動は行政システムに取り込まれ、「固定化」され

「制度化」されてしまう。

このように、伝統的で非制度的なボランティアは制度化へと至ってしまう傾向を有する。それは、私的なものよりも公的なものが優位する関係性を作りあげてしまうをことを意味している。

さらに、伝統的で非制度的なボランティアと伝統的で制度的なボランティアとの親和性あるいは、施策的なボランティア推進が地域活動の中心者（たとえば民生委員）のもとに組織化されることもあるという現象を考慮するならば、伝統的で制度的なボランティアと非伝統的で制度的なボランティアの同質性も認めることができるだろう。したがって、公－私の関係性という観点からすると(1)(2)(4)を分離することはあまり意味を持たない⁽¹⁰⁾。

そこで、本稿では、主に社会的・経済的インフラや各種の権益獲得といった自己利害の実現のための回路となっている市民活動や政策や施策として用いられるボランティアを「制度化されたボランティア」と呼ぶこととする。そして、このような活動や市民運動とは性格を異にしている今日的な市民活動やボランティアを「新しい参加としてのボランティア」と呼ぶこととする。たとえば、阪神淡路大震災の中で誕生したさまざまなボランティア組織——災害救援、まちづくり、在日外国人支援、福祉など——。また、今日、行政や企業の論理とは異なる「市民」の論理によって新しい「市民社会」をつくらうという活動。これらの活動を「新しい参加としてのボランティア」として表すことにする。

2-3. 新しい参加としてのボランティアが持つ意味

なぜ、「新しい参加」が問題となるのか。結論からいうならば、今日、みずからの「生（生活・生命・人生）」に関わる決定へ「参加」することが求められているからである。

現代社会が直面する大きな社会変容を情報化・グローバル化・新保守主義と新自由主義の融合という三つのトピックによって示すことができるだろう。

社会は一般に、多様で異質性を包含していた空間を有していた。だが、効率性を求める情報化は、異質性よりも均質性を奨励する。その結果、規格化され均質化された空間が優位するようになってきた。このような空間の広がりには、さまざまな意味が未分化な状態で同居している生活空間を分断していく。そうすると、社会統合の弱体化や政治意識の低下という状態に陥る。

そして、この情報化を技術的な背景とするグローバル化は、脱中心的構造を持つので、それに付随する権力をも脱中心化させていった。この

関 嘉 寛

脱中心化は、権力の不在や消滅ではなく、権力の潜在化あるいは遍在化を意味している。結果、私たちは抵抗すべき権力を見いだすことが困難になってしまう。

さらに、グローバリゼーションは新自由主義思想によっても裏づけられている。しかもこの思想は、国内的には新保守主義と結びつき、経済的自由すなわち市場における自由競争を規範化し、ほかの自由——たとえば、自由競争を拒否する自由——を排除している。これは、前経済的あるいは超経済的不平等という新しい不平等とさまざまな自由の圧迫を引きおこしている。

とはいえ、問題があるにもかかわらず、それに抵抗する回路を見いだすことが困難な状況にある。この困難さは権力の潜在化や機能分化による社会空間の断片化に起因している。

このような環境において、人びとは自分の生や生活を規定しているさまざまな決定に参加することができず、そこから疎外されていく。何か決定に参加しようと思うならば、何かを犠牲にすることを覚悟しなければならないかもしれない。しかし、ふつうに暮らす人びとにとって、それは困難である。何らかの決定に参加する行動に移すには、日常の生活とあまりにも隔たりが大きい。結果として、既存の社会諸制度や規範に異議申し立てを行う活動に参加する人々は、一部の人に限定される。

だが、さまざまな決定へ参加するエージェントは、政治的意思決定を行なう者——たとえば、行政官や政治家——や生活を異議申し立てに捧げた人びと——たとえば、「市民活動家」と呼ばれる人びと——だけに限定されるのであろうか。それでは、先に述べた不平等の状況と大きな違いは見いだせないのではないだろうか。なぜなら、決定への参加をある限定された個人・集団に帰すことは、結局、それ以外の人びとの無関心を増大させたり、不平等を固定化してしまいかねないからだ。

均質化・断片化により社会が断片化し新しい不平等が生じていながらもそれに対して無関心な層が増大している社会において、システム支配の深化に対抗する日常的実践をとらえる必要がある。このような視点から、ボランティアを捕らえ直す必要があるだろう⁽¹¹⁾。さらにいうならば、非伝統的で非制度的なボランティアに焦点をあてながらその回路を見いだしていく必要がある。

では、なぜ非伝統的で非制度的なボランティアが「新しい参加」の回路を有するといえるのだろうか。それは、このボランティアが持つ外部性および選択の自由の確保という性質による。前述の70年代の市民活動が制度化へと向かう様子をからもわかるように、高度に専門化した政治システム内部にお

いてあらゆる活動は制度の維持・再生産に寄与するように方向づけられていく。したがって、「新しい参加」はあくまでも制度や政治システムの外部にありながら、それらが存在する環境を変容させることに従事する必要がある。そして、現代における参加はいかに選択の自由が保障されるかにかかっている。なぜならば、現代において、市場における競争の自由の絶対化という「不自由」が押しつけることによって、私たちは決定から排除されてしまっているからである。このような意味で、非伝統的で非制度的なボランティアには「新しい参加」の道を開く可能性があるといえるのである。

したがって、ボランティアと公共性という問題は、実のところ、「新しい参加としてのボランティアと三つの公共性」の問題に書き換えられなければならないのである。次節では複層的な公共性とこの新しい参加としてのボランティアがどのような関係にあるのかについて考えてみることにする。

3. 新しい参加としてのボランティアと国家・共同体との関係

3-1. 国家の変容と公共性

従来まで、国家はofficialな公共性を体現してきた。だが、このような国家形態は現在、危機に晒されている。非統治者たち（国民）からの承認を取りつけるための前提であった、経済的利益の再配分機構に綻びがではじめている。このような、福祉国家の危機は、officialな公共性の破綻あるいは弱体化を意味するだろうか。近年、盛んになっている住民投票の推進や公共事業への反対運動などを見ると、このような公共性に対する疑念は確実に広まっていることがわかる。

だが、その一方で、officialな公共性を強固に作り直し、それへ回帰しようという動きがあるのも事実である。たとえば、「新しい歴史教科書をつくる会」の主張は、代表的な例といえる。彼らは、ナショナリズムや愛国心のもとに、垂直的な公私関係からなる公共性を再定義しようとしている。

まさに、officialな公共性は動揺している。このような状態において、重要なことは、officialな公共性を消滅させることではなく、ましてやそれを強化することでもなく、国家や政府がどのような役割を果たすのか、それ以外の領域を誰がどのように担うかを考えることではないだろうか。いいかえるならば、三層からなる公共性の配分に関わる議論が求められているのである。

では、国家が担うべき領域とはどのように確定されるのであろうか。岡本仁宏によると、その一つは市民社会の自立性への国家による評価であるとされる⁽¹²⁾。

市民社会の自立性への評価について考えてみる場合、市民社会とは社会的

関 嘉 寛

共同のメカニズムの中で、国家（政府）と市場（経済）とは区別される領域を指している。この領域は主に「市民」——ここでは、当該社会を構成するメンバーという意味を指す——から構成されている。そして市民は、統治に関しては素人であり、しかもみずからの生計を維持するために労力を注がなければならない、統治に時間を割くことができない。その結果、市民には自己統治能力がないと認定されてしまう。このような認識にもとづき、一般に近代国家では代議制と官僚制が採用されている。このような国家は制度としては福祉国家としてあらわれる。したがって、本来的に、福祉国家は市民社会の自立性への疑念を根底に持っているといえる。

だが、市民社会の自立性へ不信を抱いていた福祉国家自体が転換すると、市民社会の重要性が相対的に高まってくる。福祉国家は自己の負担免除機構として市民社会を再発見したといってもいいだろう。とりわけ、社会福祉の領域で、福祉国家が担っていた各種の機能を、自己の正統性を損なうことなく、軽減するために、市民社会が活用されている。そこでの国家からみた市民社会像は、国家から自立して自己責任を持つ個人からなる社会であろう。たとえば、このような転換は、「福祉国家から福祉社会へ」という図式に顕著に現れている。

福祉社会は、1960年代から欧米で用いられ始めた用語といわれる。日本では、1973年の『経済社会基本計画』のテーマであった「活力ある福祉社会のために」に認めることができる。その後、1981年の第二次臨時行政調査会の第一次答申では、「活力ある福祉社会の実現」が、日本が目指すべき基本理念として掲げられている。ここにおいて、いわゆる日本型福祉社会が提唱される。その特徴は、家族や地域、経営家族主義に基づく疑似家族としての企業に大きな役割を担わしているところにある。まさに、日本における福祉国家が目指していたものは、福祉の脱国家化および社会化であった。福祉は国家がするものではなく、社会がおこなうものとして再定義しようとしている。この試みは、数々の批判が寄せられながらも⁽¹³⁾、内容を変え、進行中である。

現在では、血縁や地縁以外にもその基盤を求める福祉社会が構想されている。この新しい構想では、家族・地域・企業のみならず、ボランティア団体、セルフヘルプグループやNPO、住民参加型福祉が基盤に据えられている。

ボランティアに目を移すならば、このような二段階の福祉社会への重点移行は、ボランティアを単なる「無料の労働力」「行政の負担免除装置」に回収することによって成立するということもできる。ボランティアへの注目は、officialな公共性が別の位相、つまり common な公共性——相互扶助や地域の連帯——を導入することによって、その正統性を確保しようとする動き、

といいかえることもできるだろう。この場合、国家の変容は、一見すると市民社会への信頼の回復と見えるが、実のところ不信の持続といえることができる。

もちろん、福祉社会をお題目にした行政によるボランティアの動員は国家による市民社会の統制を意味している。だが、国家によって利用されようとするボランティアには、実は新しい社会参加の形成として制度化をくぐり抜ける力が秘められている。それは、制度的外部性を有しているために、選択の自由や自由を保障する選択に開かれた活動であるからだ。したがって、このような国家による公共性の戦略は、たしかに問題をはらんでいるが、同時に可能性をも開くといえる。つまり、硬直したofficialな公共性を国家の戦略とは異なる方向へ変容させる可能性である。それは政策決定に関わることではない。あくまでも、公と私の関係性を問い直す、いいかえるならば、自己のアイデンティティを作りあげていく、そしてそのアイデンティティが成立する他者関係を顕在化させていく、さらにはそのような関係性の連鎖としての社会のあり方へ影響を与えるということで公共性のあり方を変容することができる。そして、この公共性の変容は、先の新しい不平等の解消へと向かう。

3-2. 共同体と公共性

私たちは「社会」の中に、何らかの共同性——たとえば、社会的規範や法規範、マナーやルールなど——を見いだすことができる。たしかに、今日私たちが暮らす社会は断片化しており、共同性を見いだすことが困難になっていることはたしかである。しかし、社会の断片化の議論で対象とされているのはcommonな公共性に基礎づけられた共同性といってもいいだろう。いいかえるならば、対人関係や特定の集団や社会に対する帰属意識や忠誠心の希薄化が問題とされている。

しかし、私たちの社会はこのようなcommonな公共性に基礎づけられたものだけではなく、openな公共性に基礎づけられた共同性によっても支えられている。たとえば、私個人が関わらないところで、私を支える活動——たとえば生産活動——は行われている。また、環境問題のように、私が行っている活動は私が関知しないところで影響を及ぼしているかもしれない。したがって、このような共同性は、私たちの生活の「環境」を形成しているという意味でエコロジカルな性格を持っているということもできる。そうであれば、openな公共性に基礎づけられた共同性には明確な因果律が存在していない。それゆえ、この場合の共同性はあらゆるものに「開かれている=open」特徴をもっている。

関 嘉 寛

このように考えるならば、共同性と共同体とは必ずしも同義ではない。なぜならば、共同体は一定のメンバーシップと領域を前提としているが、社会的共同性には必ずしも、メンバーシップや領域は前提とされないからである。

commonな公共性に基礎づけられる共同体の中で、ボランティアは危うい立場に立たされる。すなわち、ボランティアは統治機構の動員装置として容易に用いられうる。

しかし、このような動員機能は、新しい参加としてのボランティアが持つ制度的外部性によって克服しうるのではないか。では、いかにして新しい参加としてのボランティアは制度的外部性を有することができるのか。それは、そのボランティアがopenな公共性とかかることができるかどうかにかっているのではないか。

次節では、国家や共同体とこのような関係を持つ新しい参加としてのボランティアが、「新しい参加」としての性格を有する条件について考えてみる。

4. 現代における公共性の構造転換とボランティア

第2節において、新しい参加としてのボランティアの特徴を、制度に対する外部性および選択の自由の確保とした。この特徴をもつことによって、ボランティアは間接的ではあるが、制度が存在する環境を変化させるという意味で、参加の回路を保持することができる。それは、第3節で国家と共同体との関係でも明らかになっただろう。

では、このような参加が示す公と私の関係性はどのようなものであろうか。つまり、新しい参加としてのボランティアはどのような公共性を開くことができるのであろうか。結論からいうならば、新しい参加としてのボランティアはopenな公共性を切り開くということができる。

openな公共性は、多くの人が自由に出入りできる状態を指している。そしてそこに出入りする人びとはそれぞれ「私的な」関心や利害を有している。したがって、この場合、公共性は私的なものを基礎にしているとみることができる。明らかに、このような公共性概念は、日本において一般的に想定される公共性概念と異なり、公共圏の議題として不適切なように見える。

しかし、三島憲一は公共圏への「参加者はあくまでも私人である。そこにおける議論やテーマの発生する場とその結果が還元される先は、あくまで個人であり、個人の私生活である」と述べている⁽¹⁴⁾。これは、公共圏がofficialな話題やメンバーに共通commonの価値や利害を議論する場であるという理解は平板的であるということを示している。そこでは、私的なものが先在

しているともいえる。つまり、official や common 以外の公共性概念、いいかえるならばopenな公共性概念も日本的な公共圏の基底にあると考えることができるのではないだろうか。

それでは、新しい参加としてのボランティアがどういう意味でopenな公共性を創出する契機を提供しているといえるのだろうか。たとえば、神戸・淡路大震災において活動したボランティア（「関西学院救援ボランティアセンター」）について、次のような説明がある。

「広く開かれた場——本学の学生だけではなく、他大学や広く一般の人びとを受け入れた。さまざまな人々が参加したことで、活動も幅広く、展開することができた。…（中略）…登録したボランティアはセンターが用意した数々のプログラムを自由に選択することができ、やめるのも、継続するのもすべて自主性に任せられた。そのため、センターに訪れた人は自分にあったプログラムを選択することができ、自分に向いていないとあれば、他のプログラム、そして他の場所を選択することができた。…（中略）…

また、学生が考えた企画が、現実のものとして実現することも可能であった。なんの基盤もないところからはじめた活動であるので、ひとつひとつ自分たちでつくりあげることが求められた。自分たちで感じた問題意識でもって、さまざまなボランティアの形を考えていき、それを具体化していった。学生たちはそれらの活動をとおして、本当に自分たちが生かされていること、すなわち自分たちの活動が被災者のためになっているという素直な喜びを感じ、有用感、自信そして責任感を持つことができた」⁽¹⁵⁾。

ここにボランティアを通じて成立したopenに基づく公共性の端緒を見いだすことができる。この言説から見て取れる新しい参加としてのボランティアの特徴は、「広く開かれた場」であるということ。つまり、空間的にopenであるということである。さらに、その空間では自分による選択に任されているという「選択の自由」がある。もちろん、この選択にはさまざまな制約が伴う。たとえば、大規模な救援をしようとしても人的および物的そして金銭的制約はある。しかし、ここでいう選択の自由とは、すべての選択が可能という意味での自由ではなく、選択に開かれているという意味での自由である。つまり、彼らは何かしようと思うことを認められている。そして、さまざまな制約のもとで、自分たちの選択を行っていく。このような意味で、彼らには選択の自由があった。

そして、その選択は、制度的なものというよりは創発的なものとならざる

関 嘉 寛

を得ない。もちろん、救援という制度の失敗あるいは未熟な状態において発生するこのようなボランティア活動での選択は、創発的となる傾向が強いだろう。しかし、ここでの選択の基準は、個々の「問題意識」から発している。したがって、単に外的環境に対する反応として否応なく創発的な選択を行ったというよりはむしろ、ボランティアたちが日常の機能連関から離れたところで社会に隠れているさまざまな連関、矛盾や不平等に気づいた結果、選択を行ったとみなすことができるのではないだろうか。つまり、制度に対する外部性の萌芽を見て取れる。

一方で、このような選択は他者を強制あるいは拘束しない。どのようなボランティアを行うか、その選択は個人の判断に任されている。それゆえ、やめることも自分で決めることができる。つまり、「私」が起点となっているといえる。このような意味で、この選択は自由を保障するものであるといえる。

この例から見て取れる新しい参加としてのボランティアの特徴、つまり、選択の自由と自由の保障としての選択は open な公共性の特性と相通じる。open な公共性は公と私の関係を水平に保つことで、私の選択の自由と私の選択を容認する。とはいえ、それは私の「エゴ」あるいは独善には収まらない。というのも、open な公共性は新しい参加としてのボランティアと同様、その前提に、必ず他者を必要としているからである。

他者なくしては、ボランティアは成立しない。しかもその他者は、open という特性上、超越的な他者であったり、自分より優位であったり、劣位におかれているわけではない。ボランティアをする側とその対象となる側——あえて「される側」とはいわない——との地位のアンバランスは原理的には発生しない。このような水平的他者関係は、垂直関係と異なり定点を持たない。上下の関係ができたとしても、それが固定的なものではなく、いつでも逆転可能な関係性を有している。したがって、open な公共性にみられる関係性は、場面場面に異なったアイデンティティをつくり出すことを容認するような他者関係ということができる。

このように考えるならば、新しい参加としてのボランティアは新しい公と私の関係性をつくり出すことができるのではないだろうか。それは、open な位相にもっぱら関わってはいる。しかし、この open は経済的な自由競争に開かれていることを意味してはいない。なぜならば、新しい参加としてのボランティアが関わる政治は、このような経済的自由の促進とは相容れないからである。この場合の open とは自己のみならず他者にも開かれているという意味であり、さまざまな公と私のミックスが発生しうる可能性に開かれているということを指している。つまり、official や common な公共

性で考えられていたような公－私の分離、あるいは「～ではないもの」——たとえば、「公的なものは私的ではないもの」——という形での領域の排他的に定義づけではない形を見いだすことができる。

もちろん、このように新しい参加としてのボランティアがつくり出す公と私の関係性は、国家や共同体との関係でofficialやcommonな公共性を否定しているのではない。単一の公と私の関係性を堅持することには何度も述べたような新しい不平等や自由の抑圧の問題が付随する。したがって、openな公共性を組み入れたかたちで、新たに公共性を構想する必要があると考える。

おわりに

冒頭で述べたとおり、本稿は二つのことを目的としてしていた。ひとつは、単純化されたボランティアと公共性に対する言説への批判であった。これらの言説は、二重の単純化を行っているといってよい。それは、公共性概念の矮小化とボランティア活動の単一化である。本稿では矮小化を避けるため、公共性をofficial、common、openという三つの位相から考えた。さらに、ボランティアを制度との関連から眺めることで、二つの位相を取り出した。制度親和的なものを「制度化されたボランティア」とよび、制度に対して外部性を有するものを「新しい参加としてのボランティア」と名づけた。

そして、本稿の第二の目的はボランティアが公共性と関連していることを示すことであった。先の整理にもとづき、本稿では新しい参加としてのボランティアがopenな公共性を切り開く可能性を有していることを示した。それは、このボランティアが持つ外部性と選択の自由の保障という性格に由来している。

とはいうものの、新しい参加としてのボランティアが切り開く公共性は他の公共性から切り離されたものではない。公共性概念が俎上に載せられる公共圏という概念を導入するならば、必ずそれらの公共性の関連性が問われなければならない。

officialな公共性＝国家およびcommonな公共性＝共同体と新しい参加としてのボランティアが築く関係性について考察を、次のようにまとめることができるだろう。まず第一に、福祉国家の危機は垂直的統治および閉鎖性のため、officialな公共性だけでは機能しなくなってきたことに起因する。体制の維持のため、ボランティアに代表される市民社会の国家による活用がみられるが、この活用は別様の可能性を切り開く。それは、新しい参加としてのボランティアはopenゆえにofficialなものとの関係を結ぶことができるため、新しい公と私の関係性を提示しようということである。そして、このよ

関 嘉 寛

うな新しい関係性の提示によって、国家の公共性のあり方を変容させる可能性を持っている。

第二に、共同体において、公共性は、共同体が要請する条件を充たしていることが求められる。そのため、一種の排除の論理が働く危険性をはらんでいる。これは、共同体の要件を満たすことは、国家のofficialな公共性あるいは、共同体内部のロジックに忠誠を誓う必要があるためである。しかし、それは明らかに「参加」の道を閉ざしてしまう。したがって、共同体においてもまた、参加の回路を見いだすためには、ボランティアによって提供されるような他者との水平的関係を前提としたopenな公共性が必要となってくる。

【注】

(1) 早瀬昇 (1997), pp.9-10.

(2) ニューヨーク最大の黒人街。犯罪率が全米第一の地域ともいわれる。

(3) 金泰昌 (2001), iv.

(4) Harbermas, J. (1990=1994), 訳: pp.73-78.

(5) 齋藤純一 (2000), pp. viii - xi.

このような実定的な分類の他に、公共性と経済・政治・社会との関わりから分類することもできる。たとえば、森際康友は公共性＝公的なものとしてとらえ、経済的次元・政治的次元・人倫的次元にわけ、議論している。

経済的次元は社会生活において不利益を被ってでもそこにとどまってでも得たいような便益の提供に関わる問題とされる。政治的次元は公権力とその正統性の問題、人倫的次元はその権力の担当者などを指導し、制約する原理に関わる問題とされている。森際康友 (2001), pp.11-12.

(6) 藤井俊夫他 (1979), pp.48-49.

(7) Giddens, A. (1984), pp.110-116.

(8) Thränhardt, A. M. (1992)参照。

ここで、「伝統」とは日本において1970年代以降の都市化の進展以前より存在していた社会環境を表す。そして、「制度」とは国家行政的な施策を意味している。つまり、ボランティアが成立する条件としての「制度」を表している。

(9) 中村陽一 (2000), pp.31-34.

(10) ラウシュ (Rausch, A. S.) も行政によるボランティア活動推進を括弧に入れる方が分類としては妥当すると主張する。Raush, A. S., (1998).

(11) 拙稿 (2002) 参照。

(12) 岡本仁宏 (2001), pp.96-99.

(13) 武川正吾 (1999), p.298.

(14) 三島憲一 (2001), p.20.

(15) 野口啓示・荒川義子 (2001), pp.41-42.

【参考文献】

浅野智彦 (1999) 「親密性の新しい形へ」 富田英典・藤村正之編 『みんな
ぼっちの世界』 恒星社厚生閣, pp.41-57.

渥美公秀 (2001) 『ボランティアの知』 大阪大学出版会.

Cohen, J. L., (1995=2001) "Interpretation of Cocept of Civil Society,"
Walzer, M. (ed.) *Toward A Global Civil Society*, Berghahn Books.
(石田淳ほか訳 『グローバルな市民社会に向かって』 日本評論社.

Fraser, N. (1992) "Rethinking of Public Sphere", Calhon, C. (ed.) *Habermas
and the Public Sphere*, MIT Press. (新田滋訳「公共圏の再考」 山本啓・
新田滋訳 (1999) 『ハーバマスと公共圏』 未来社, pp.117-159.)

Giddens, A. (1984) *The Constitution of Society*, University of California
Press.

Giddens, A. (1991) *Modernity and Self-Identity*, Stanford University
Press.

Habermas, J. (1985=1990) *Der Philosophische Diskurs der Moderne*,
Suhrkamp. (三島憲一ほか訳 『近代の哲学的ディスクール I・II』 岩波
書店) .

Habermas, J. (1990=1994) *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Suhrkamp.
(細谷貞雄・山田正行訳 『公共性の構造転換 (第2版)』 未来社) .

花田達朗 (1996) 『公共圏という名の社会空間』 木鐸社.

花田達朗 (1999) 『メディアと公共圏のポリティクス』 東京大学出版会.

旗手俊彦 (2001) 「市民的リベラリズムと現代日本の市民社会」 今井弘道 (編)
『新・市民社会論』 風行社, pp.139-179.

干川剛史 (2001) 『公共圏の社会学』 法律文化社.

入江幸男 (2000) 「ボランティアと公共性」 『ボランティア学研究』, 1, pp.37-55.

岩崎稔 (1992) 「政治的なるものの境界変容をめぐる」 『Imago』, 3(7),
pp.44-49.

姜尚中・吉見俊哉 (2001) 『グローバル化の遠近法』 岩波書店.

金泰昌 (2001) 「今何故、公共哲学共同研究会なのか」 佐々木毅・金泰昌 (編)
『公共哲学1 公と私の思想史』 東京大学出版会, iv-xii.

小路田泰直 (2002) 「日本的公私観念と近代化」 佐々木毅・金泰昌 (編)

関 嘉 寛

- 『公共哲学3 日本における公と私』 東京大学出版会, pp.37-48.
- 栗原彬 (2000) 「市民政治のアジェンダ」 『思想』, 908, pp.5-14.
- 牧原憲夫 (1998) 『ニューヒストリー近代日本1 客分と国民のあいだ』
吉川弘文館.
- Melucci, A. (1989=1997) *Nomads of the Present*, Temple University Press. (山之内靖他訳 『現在に生きる遊牧民^{モナド}』 岩波書店).
- 三上剛史 (1998) 「新たな公共空間」 『社会学評論』, 48(4), pp.65-85.
- 三上剛史 (2001) 「公共性の理論と構造」 『社会学雑誌』, 18, pp.68-91.
- 三島憲一 (2001) 「公共性の三度の構造転換」 『哲学』, 52, pp.18-35.
- 溝口雄三 (1996) 『公私』 三省堂.
- 水林彪 (2002) 「日本的「公私」観念の原型と展開」 佐々木毅・金泰昌 (編) 『公共哲学3 日本における公と私』, pp.1-36.
- 森際康友 (2001) 「統一テーマ「＜公私＞」の再構成」 について」 日本法哲学会 (編) 『＜公私＞の再構成』, pp.1-22.
- 岡本仁宏 (1999) 「自由主義・ボランティア・公共性」 『法と政治』, 50 (3/4), pp.527-561.
- 岡本仁宏 (2001) 「市民社会、ボランティア、政府」 立木茂雄 (編著) (2001) 『ボランティアと市民社会 (増補版)』 晃洋書房, pp.91-118.
- 齋藤純一 (2000) 『公共性』 岩波書店.
- 渋谷望 (1999) 「＜参加＞への封じ込め」 『現代思想』, 27(5), pp.94-105.
- 吉見俊哉 (2002) 「グローバル化と脱一配置される空間」 『思想』, 933, pp.45-70.
- 在間正史 (1997) 「長良川河口堰の事業評価」 『環境社会学研究』, 3, pp.47-57.

Three Kinds of the Publicity and Volunteer as the New Participation

Seki, Yoshihiro

School of Human Sciences, Osaka University

Since the first year of the volunteer in 1995, there are many discussion on the social status of the volunteer in Japan. Because there is no cultural background in Japan as the Western, the volunteer in Japan has many character.

In sociology, economic, pedagogy, etc., many people think of the volunteer as a kind of social agent. And in many of this discussion, the volunteer is related to "the publicity."

But, if we discuss the relation between the publicity and the volunteer, we have to make sure the polarity of both. So, in this paper, the open publicity which is one of the three publicity, the official, common and open, is paid attention to. Because, this publicity avois from institutionalization. And, a certian kind of volunteer has the potential to create this publicity. So, we can call it " the Volunteer as the new Participation."